

議案第24号

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市印鑑条例の一部を改正する条例

磐田市印鑑条例（平成17年磐田市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第11条第1項中「、第4号、第5号、第7号及び第8号」を「及び第4号から第7号まで」に改める。

第14条第1項中「第7号」を「第6号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市印鑑条例新旧対照表

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 男女の別</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、第6条第1項第1号、第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項について印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、第6条第4号及び第7号に掲げる事項について変更を生じたときは、市長にその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、第6条第1項第1号及び第4号から第7号まで _____ に掲げる事項について印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、第6条第4号及び第6号に掲げる事項について変更を生じたときは、市長にその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>2・3 略</p> |